

会員会費の特例制度について

当学会の終身会員は満 70 歳以上かつ会員在籍 40 年以上でその資格を得られます。しかし、最近の平均的な退職年齢からこの資格を得られる年齢までにはかなりの年数を待たねばなりません。そこで、一括払いによる会費の特例制度を導入いたしました。一方、学生会員が大学等を卒業・修了する際に、正会員として会員を継続しやすくするための会費の特例制度も併せて導入いたしました。

これらの特例制度は以下のとおりです。

(1) 正会員が終身会員の資格を得るまでの期間の特例

ア. 対象となる正会員

- ・満 61 歳以上の正会員。
- ・満 61 歳の会費から適用する。なお、申し出は満 60 歳となる年度から受け付けることとする。
- ・本人の申し出があり、役員会が承認した正会員。

イ. 会費

- ・終身会員の資格を得る（満 70 歳以上で会員在籍 40 年以上）までの年数によって次の通りとする。
- ・会費は一括払いとする。なお、一旦納入された会費は、返還しない。

残年数	会費（円）	
	一括支払い	1 年当たり換算
15	96,000	6,400
14	90,000	6,428
13	84,000	6,461
12	78,000	6,500
11	72,000	6,545
10	66,000	6,600
9	60,000	6,666
8	54,000	6,750
7	48,000	6,857
6	42,000	7,000
5	36,000	7,200
4	30,000	7,500
3	24,000	8,000
2	18,000	9,000
1	11,000	11,000

ウ. 特例制度の例外

- ・今回の制度を導入するに当たり、すでに退会された方も退会時に遡って適用する。
- ・正式な退会手続をされた方で、退会から 2 年以内の方が対象。
- ・本人の申し出があり、役員会が承認した方。
- ・退会年に遡って上記会費を適用する。

(2) 学生会員から正会員へ移行するときの特例

ア. 対象となる学生会員

- ・学部卒業又は大学院博士前期課程(大学院修士課程)を修了した学生会員。
- ・大学院博士後期課程(大学院博士課程)を修了した学生会員は対象としない。
- ・本人の申し出があり、役員会が承認した方。
- ・会員としての種別は正会員とする。
- ・いわゆる社会人大学院生は対象としない。

イ. 会費

- ・卒業又は修了の後 2 年間は、学生会員会費と同額。
- ・学生会員会費は、年 5,500 円です。